

埼玉県県民の森条例

昭和五十六年三月三十日

条例第十六号

改 昭和五九年一〇月一九日条例第三五号 平成 五年 三月三〇日条例第一六号
正

平成一五年 三月一八日条例第三七号 平成一七年 三月二九日条例第六一号
令和 五年 三月二二日条例第一二号

埼玉県県民の森条例をここに公布する。

埼玉県県民の森条例

（設置）

第一条 県民の森林に対する理解を深めるとともに、自然とのふれあいのなかでその健康の増進を図るため、埼玉県県民の森（以下「県民の森」という。）を秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平八百九十六番地に設置する。

一部改正〔昭和五九年条例三五号〕

（業務）

第二条 県民の森は、次に掲げる業務を行う。

- 一 森林、広場、学習室その他の施設の利用に関すること。
- 二 森林についての学習に関すること。
- 三 その他県民の森の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

一部改正〔令和五年条例一二号〕

（休業期間等）

第三条 県民の森の休業期間は、一月一日から二月末日まで及び十二月一日から三十一日までとする。

2 県民の森を利用することができる時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

3 知事は、県民の森の管理上必要があるときは、臨時に休業日を定め、その一部の利用を禁止し、又は前項の時間を変更することができる。

（行為の禁止等）

第四条 利用者は、他の法令に定めるもののほか、県民の森において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 知事が指定する場所以外の場所において、喫煙、たき火等火気を使用すること。
 - 二 知事が指定する場所以外の場所に車馬を乗り入れること。
 - 三 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、利用者の遵守事項を定め、及び県民の森の管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（損害賠償）

第五条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に県民の森の施設若しくは設備を損傷し、又は県民の森の物品を忘失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入りの禁止等）

第六条 知事は、県民の森内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、県民の森からの退去を命ずることができる。

（指定管理者による管理）

第七条 知事は、県民の森の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県民の森の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条各号に掲げる業務
- 二 県民の森の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

全部改正〔平成一七条例六一号〕

（指定管理者の指定の手続）

第八条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。
- 一 県民の平等な県民の森の利用を確保することができること。
 - 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県民の森の運営を行うことができること。
 - 三 県民の森の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
 - 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
 - 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

追加〔平成一七条例六一号〕

（指定管理者の公表等）

第九条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七条例六一号〕

（管理の基準等）

第十条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県民の森の運営を行うこと。
 - 二 県民の森の施設の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
 - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、県民の森の管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成一七条例六一号〕

（指定の取消し等）

第十一条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
 - 二 第八条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

- 3 第九条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一七条例六一号〕

（指定管理者による施設の現状変更等）

第十二条 指定管理者は、県民の森の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、

若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなつた施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、県民の森の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成五年条例一六号・一七年六一号〕

附 則

この条例は、昭和五十六年五月三十日から施行する。

附 則（昭和五十九年十月十九日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成五年三月三十日条例第十六号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日条例第三十七号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第六十一号）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県県民の森条例（以下「新条例」という。）第七条第一項に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第七条第一項、第八条及び第九条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則（令和五年三月二十二日条例第十二号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。